



「増加傾向にある高年齢労働者の労災防止対策」

(表1) 労災防止対策のための手順

実施手順	概要
①法令順守	法違反は災害発生原因となる。法令を遵守していれば災害は起きない、ととても過言ではない
②ハード対策	人間はミスをする、機械は故障することを前提に安全化を図る
③ソフト対策	安全管理体制、教育訓練、ヒューマンエラー防止を指す
④労働安全衛生マネジメント	リスクアセスメントを核に、労働安全衛生マネジメントを構築

(表2) 高年齢労働者の具体的な災害防止対策

事故型別	主な対策
転倒	<ul style="list-style-type: none"> 作業場の床や通路を滑りにくくする 滑りにくい底の靴を履く 職場の危険箇所等の表示による「見える化」
腰痛	<ul style="list-style-type: none"> パワーアシストスーツ等の着用 重量物に体を近づけ、重心を低くする姿勢をとる、不自然な姿勢をなくす
熱中症	<ul style="list-style-type: none"> 暑さ指数(WBGT値)の把握 ※環境省「熱中症予防サイト」で確認 睡眠不足、体調不良、熱への順化

「高年齢労働者の労災防止対策とツールの活用」(執筆: 社会保険労務士 合田弘孝) 日本法令SR第58号 P53より参照・引用

2065年には日本の総人口は9千万人を割り込み、高年齢化は38%台なるといわれ、今後、15歳以上65歳未満の生産年齢人口が激減、労働力不足になることが予測されています。

そのため65歳から70歳までの安定した雇用または就業を確保するための「高年齢者就業確保措置」の努力義務化が令和3年4月1日から施行されます。

今後、高年齢労働者の労働力は不可欠な存在であることから、労災防止対策がますます重要になってきます。

●休業4日以上、60歳以上の割合は増加傾向

労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、とくに転倒や腰痛が多い状況です。

そこで、次の手順で労働災害防止対策を図ります。

①法令遵守、②ハード対策、③ソフト対策、④労働安全衛生マネジメント(表1)。

なお、高年齢労働者の労働災害防止を図ることは、外国人や経験の浅い者を含めすべての働く人にとって職場環境が改善されることにつながりますので、高年齢労働者のみではなく、すべての労働者に効果があります。

●事故の型別に具体的な対策を検討

手順を確認したら、事故の型別に具体的な災害防止対策を検討していきます。(表2)

なお、厚労省の「エイジアクション100」では、高年齢労働者に多発する事故防止の対策が100のチェック項目で示されています。

また、本年度、高年齢労働者安全衛生対策補助金(エイジフレンドリー補助金)が創設されていますので、こちらも活用されるとよいでしょう。

事務所日誌



■7月の事務所の活動

- 2日 井原商工会議所にて働き方改革相談窓口対応
- 15日 早朝読書会を当事務所にて開催
- 16日 総社吉備路商工会にて特別相談員として対応
- 21日 テレビ電話を使ったゆうかつ(読書会)を開催

■編集好き

▼三男の通う保育園では、当日水遊びをしてもよかったら、連絡帳にマルを付けるのですが、今年は本人の体調不良や雨と重なって、まだ1回もできずに7月が終わってしまいました。8月はできるといいなと思っています。(YS)

●介護リーダーのためのチームマネジメント研修

先日、顧問先事業所さまにて、介護福祉関係のリーダーに必要なチームマネジメントについて、研修講師を務めさせていただきました。

研修に参加された方から「目標を立てて、みんなで意見を出し協力し合うことが大切である。決められたことがきちんとできているかの確認をするようにする。声掛けしながら業務を行うようにする」や「リーダーシップを発揮する学び続ける職場づくり」「新しいことの実践、弾力的なチーム作り」という感想をいただきました。(妹尾 悟)

